

伊勢市事業所脱炭素化支援補助金 交付申請の手引き

令和7年6月2日

伊勢市は、市内の中小企業者及び事業所の温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組を促進するため、中小企業者が実施する温室効果ガス排出量算定及び省エネルギー診断等に要する費用の一部として予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 対象者

次のいずれかの事業者であって、本市の市税の滞納をしていないもの。

- ・伊勢市に住所又は主たる事務所を有する中小企業者
- ・伊勢市に事業所を有する中小企業者（ただし、市内に有する事業所に係る温室効果ガス排出量算定及び省エネルギー診断等に要する費用のみを補助対象とします）

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とします。

※補助金の交付は一事業者につき1回限りとします。

2. 対象事業

(1) 温室効果ガス排出量算定

次のいずれかの方法により温室効果ガスの排出量を算定する事業を対象とします。

なお、本事業に関しては、直近で得ることのできる1年間以上の排出量を算定するとともに、算定に使用したエネルギー使用量の内訳も示してください。

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第7条に規定する方法

○GHGプロトコルのスコープ1～2またはスコープ1～3の合計により算出する方法

※GHGプロトコル：事業者が温室効果ガスの排出量を算定し、報告する際の国際基準。

※スコープ1：事業者からの温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業過程）

スコープ2：他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う温室効果ガスの間接的な排出

スコープ3：スコープ1・2以外の間接的な排出（関連する他社の排出など）

(2) 省エネルギー診断の受診

エネルギーの使用状況、設備の運転状況等の調査及びその調査結果に基づく省エネルギーのための対策の提案で、次の外部専門家が実施するものを対象とします。

<外部専門家>

技術士、エネルギー管理士、建築士、建築設備士、ガス主任技術者、第1種電気工事士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、ボイラー・タービン主任技術者、管工事施工管理技士、省エネルギー関連の実務に10年以上経験のある者

(3)前2号に掲げる事業に付随して行う温室効果ガスの排出量を削減するための目標の設定、事業所の省エネルギーを実現するための設備の更新の企画等の事業

(1)(2)の事業に付随して行う次のような事業についても補助対象とします。

- ・(1)の排出量算定を受けて行う SBT、RE Action 等に向けた削減目標の設定
- ・(2)の診断結果を受けて行う省エネ活動や省エネ機器導入等の対策立案・計画策定

3. 補助対象経費

経費区分	内容
報償費	省エネルギーに関する外部専門家等に対する謝金等
旅費	省エネルギーに関する外部専門家等に対する旅費等
委託料	調査、診断、事業提案等を他の者に実施させるための費用
賃借料	補助事業の実施に係る事務機器、システム等の賃借料等
その他	その他市長が認める経費

※国または他の地方公共団体による補助金等の交付を受ける場合、当該補助金額を控除します。

4. 補助金額

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切り捨て、上限20万円）

5. 交付申請の受付期間等

(1)受付期間

- ・交付申請は令和7年6月9日（月）から先着順に受け付けます。
- ・午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

(2)申請書配布場所

- ・市役所本館 2階 環境課
- ・市のホームページからダウンロード

(3)提出先

伊勢市環境生活部環境課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号（市役所本館 2階 環境課）

※郵送での提出も受け付けますが、その場合、簡易書留やレターパック等の追跡が可能な方法での提出をお願いします。

6. 交付申請について

契約締結までに、「伊勢市事業所脱炭素化支援補助金交付申請書」を提出してください。

(1)添付資料

- 補助事業に係る見積書の写し

- ・補助事業に係る費用及び経費の内訳が分かる見積書の写しを提出してください。
- 市税の滞納がないことを証する書類
 - ・市税の納税証明書（完納証明書）を提出してください。
- 会社の概要が分かる書類
 - ・会社の業種、事業内容、資本金の額または出資の総額、常時使用する従業員の数が記載された書類、パンフレット等を提出してください。
- ◎注意事項
 - ・交付決定前に契約締結された事業については、補助対象となりません。必ず交付決定後に契約を締結してください。
 - ・交付決定後、やむを得ない理由で補助事業の中止、廃止または内容の変更を行う場合は、事業計画変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。
 - ・補助事業が予定の期間内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに市へ報告してください。

7. 実績報告について

「伊勢市事業所脱炭素化支援補助金実績報告書」を提出してください。

(1) 提出期限

- ・事業完了日から30日以内または令和8年3月10日（火）のいずれか早い方の日
- ・補助事業に係る代金の支払いが完了した日が事業の完了日となります。

(2) 添付書類

- 補助対象経費の支払を証する書類
 - ・実績報告書の収支決算書に記載した金額が分かるものを提出してください。
- 温室効果ガス排出量算定または省エネルギー診断の結果の写し
 - ・温室効果ガス排出量の算定または省エネルギー診断を実施したことが分かる報告書等の必要な個所を抜粋し、その写しを提出してください。
 - ・温室効果ガス排出量の算定については、直近で得ることのできる1年間以上の排出量を算定しており、算定に使用したエネルギー使用量の内訳を示してください。
- 省エネルギー診断を実施した者が省エネルギーに関する外部専門家であることを証する免状等または職務経歴書等（省エネルギー診断の受診の場合）
 - ・外部専門家の資格要件が確認できる書類の写しを提出してください。
- 温室効果ガス排出量算定または省エネルギー診断に付随し、温室効果ガスの排出量を削減するための目標の設定、事業所の省エネルギーを実現するための設備の更新の企画等の事業を実施した場合は、当該事業を実施したことが確認できる書類
 - ・温室効果ガス排出量を受けて削減目標の設定をしたことや、省エネルギー診断を受けて省エネ活動や省エネ機器導入等の対策立案・計画策定を実施したこと等が分かる報告書等の必要な個所を抜粋し、その写しを提出してください。

(3) 提出先

伊勢市環境生活部環境課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号（市役所本館 2階 環境課）

※郵送での提出も受け付けますが、その場合、簡易書留やレターパック等の追跡が可能な方法での提出をお願いします。

8. 補助金の支払いについて

- 補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。
- 提出いただいた実績報告書及び添付書類等で市が審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに請求書を提出してください。

9. その他

- 申請後に事業の中止または内容変更を行う場合は、判明次第、伊勢市環境課にご連絡ください。
- 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに伊勢市環境課に報告し、指示を受けてください。
- 次の場合、補助金の交付の決定を取消または変更します。
 - ・偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
 - ・補助金を適正かつ効率的に使用しなかったとき
 - ・補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
 - ・補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または指示に従わなかったとき
 - ・正当な理由がなく、実績報告書を提出せず、または調査を拒んだため補助事業の内容が確認できないとき。
- 補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要がある場合、市は、関係書類その他の調査をすることがあります。
- 提出された書類は返還しません。

10. 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課

住 所 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号（市役所本館 2階 環境課）

電 話 0596-21-5540

F A X 0596-21-5522

メールアドレス kankyo@city.ise.mie.jp